

# 熊本県公報

号外 第 65 号  
平成 16 年 12 月 14 日 (火)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………(都市計画課) 1
  - 昭和 53 年熊本県告示第 308 号の 6 (熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の管理事務の委任) の一部を改正する告示……………( " ) 3

### 本号で公布された規則のあらまし

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

1 熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の供用日を定めること等の委任規則(昭和 53 年熊本県規則第 17 号)の一部を改正することとした。(第 1 条関係)

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例(以下「条例」という。)の施行に伴い、引用条項を改正することとした。

2 熊本県都市公園規則(平成 4 年熊本県規則第 36 号)の一部を改正することとした。(第 2 条関係)

(1) 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)の一部改正に伴い、引用条項を改正することとした。

(2) 条例の施行に伴い、以下の改正を行うこととした。

ア 管理事務所が設置されていない都市公園において、保管した工作物等に係る公示事項の掲示場所を定めることとした。

イ 保管工作物等一覧簿の様式を定めることとした。

ウ 保管工作物等一覧簿の備付け場所を定めることとした。

エ 保管した工作物等を返還する場合の受領書の様式を定めることとした。

オ その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 109 号)附則第 1 条の政令で定める日から施行することとした。(附則関係。条例施行日と同じ。)

### 規 則

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。  
平成 16 年 12 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第 60 号**  
熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則  
(熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の供用日を定めること等の委任規則の一部改正)

第 1 条 熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の供用日を定めること等の委任規則(昭和 53 年熊本県規則第 17 号)の一部を次のように改正する。  
第 2 号中「第 16 条」を「第 21 条」に改める。  
(熊本県都市公園規則の一部改正)

第 2 条 熊本県都市公園規則(平成 4 年熊本県規則第 36 号)の一部を次のように改正する。  
第 2 条の表中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。  
第 11 条を第 15 条とし、第 10 条を第 14 条とし、第 9 条を第 13 条とし、第 8 条の次に次の 4 条を加える。



別記第10号様式(第12条関係)

受 領 書

年 月 日

熊本県知事 様

返還を受けた者  
住所

氏名(名称及び代表者氏名) 印

下記のとおり、工作物等(現金)の返還を受けました。

記

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還を受けた工作物等	整理番号	
	名称又は種類	
	形 状	
	数 量	
返還を受けた金額		

附 則  
この規則は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成16年法律第109号)附則第1条の政令で定める日から施行する。

熊本県告示第1195号の2  
昭和53年3月31日熊本県告示第308号の6(熊本県民総合運動公園及び熊本県営八代運動公園の管理事務の委任)の一部を次のように改正し、都市緑地保全法等の一部を改正

する法律（平成16年法律第109号）附則第1条の政令で定める日から適用する。

平成16年12月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 法第27条に規定する監督処分に関する事。

(8) 法第28条に規定する損失の補償に関する事。

第16号を第18号とする。

第15号中「第11条」を「第16条」に改め、同号を第17号とする。

第14号の次に次の2号を加える。

(15) 条例第12条第2項に規定する保管工作物等一覧簿の閲覧に関する事。

(16) 条例第15条に規定する保管工作物等を返還する場合の手續に関する事。